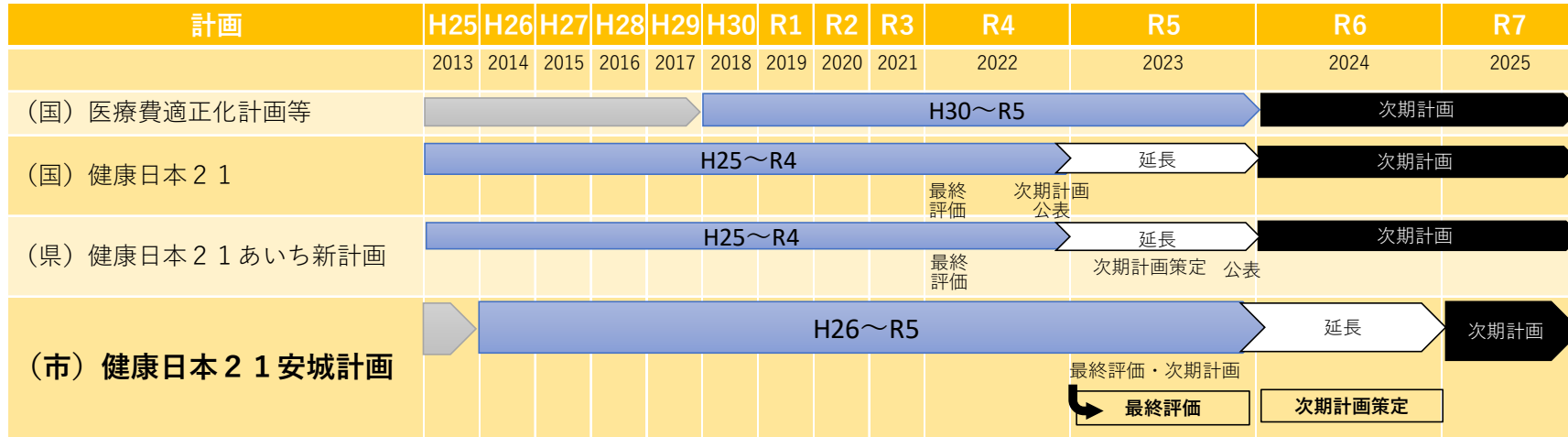


資料 4

議題（４）「健康日本２１安城計画」の期間延長について



1 国の状況

【現行】「健康日本２１（第二次）」の計画期間は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間

【変更】次期計画は令和 5 年度開始予定であったが、令和 6 年度から次期計画が開始される医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画と一致させるため、現行の計画期間の 1 年延長が検討されている。期間延長について、令和 3 年 1 月 21 日に開催された厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会においてすでに了承されている。国の計画期間の延長のためには、厚生労働省告示第 430 号（基本方針）の一部改正が必要となるため、現在、国においてパブリックコメントが実施され、早くて 7 月中旬頃に一部改正の告示予定である。なお、各目標に係る年及び年度については計画期間延長に伴う変更は行わず、最終評価年も令和 3 年度のままとする。令和 4 年度末に国は次期計画を公表し、令和 5 年度は県が次期計画策定する期間と設定している。

2 県の状況

【現行】「健康日本21あいち新計画」の計画期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間

【変更】国に倣い、各目標に係る年及び年度については計画期間延長に伴う変更は行わず、令和4年度末に公表される国の次期計画を鑑みながら令和5年度に計画策定し、令和6年度より次期計画開始とするつもり。

3 安城市の状況

【現行】「健康日本21安城計画」の計画期間は、平成26年度から令和5年度までの10年間

国や県の基本方針・数値目標・行動目標などの基本的方向との整合が取れ、一体的な施策や事業を展開できる「健康日本21安城計画」とするため、国・県の計画公表後に計画策定をしている。国・県の計画から1年遅れて計画開始となっている。

4 案

- ・健康日本21安城計画**計画期間を1年延長**し、平成26年度から令和6年度までの11年間とする。
- ・令和5年度に**最終評価**を行う。(各目標に係る年及び年度については**計画期間延長に伴う変更は行わない。**)
- ・令和6年度は**次期計画を策定する期間**とすることで、国や県が公表した次期計画の基本的方向や計画期間との整合を取る。